第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市の関係部署が連携して施策や事業に取り組むとともに、障がい者団体やサービス事業者、久喜市社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア団体、医療機関、教育機関、公共職業安定所、その他関係者・関係団体等と連携し、全ての市民の協力のもと、久喜市全体で「ともに生き　ともに暮らす　地域共生社会づくり」の実現を目指します。

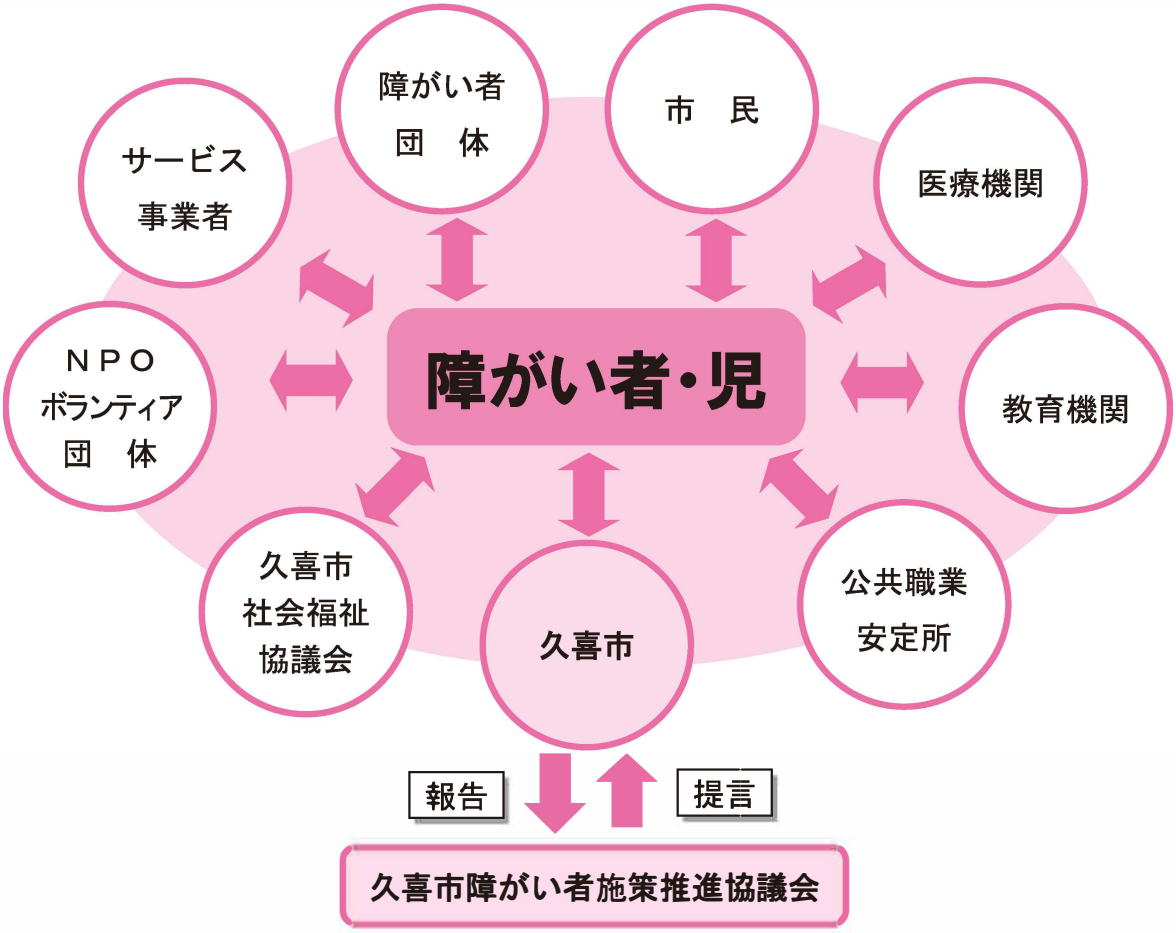

２　計画の評価と見直し

計画期間中は年度ごとに久喜市障がい者施策推進協議会に進捗（しんちょく）状況を報告して評価を行うとともに、計画最終年度（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は平成３２（２０２０）年度、障がい者計画は平成３５（２０２３）年度）には全体的な総括を行って、その結果を次期計画の策定に反映していきます。また、社会情勢や法制度改正などに対応するため、必要に応じて計画期間中にも見直しを行います。